

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年8月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2225号	北関東ソフナー サービス	茨城県水戸市三湯町 1108番地の52	柳下 真廣	北関東ソフナー サービス	茨城県水戸市三湯町 1108番地の52	令和8年 7月20日
第2228号	株式会社 TAKATA	千葉県松戸市中根 427番地BPFビル	田方 哲	株式会社 TAKATA	千葉県松戸市中根 427番地BPFビル	令和8年 7月20日
第2229号	株式会社 京葉都 市生活サービス	千葉県習志野市鷺沼 台1丁目8番4号	小川 政雄	株式会社 京葉都 市生活サービス	千葉県習志野市鷺沼 台1丁目8番4号	令和8年 7月20日
第2230号	株式会社 アクア コーポレーション	千葉県松戸市稔台 一丁目1番2号稔台 駅前ビル2-6	涌井 清幸	株式会社 アクア コーポレーション	千葉県松戸市稔台 一丁目1番2号稔台 駅前ビル2-6	令和8年 7月20日
第2232号	サリミ トレーディン グ 株式会社	東京都港区赤坂九丁 目6番28-1105号	サリミ ファリボス	サリミ トレーディン グ 株式会社	東京都港区赤坂九丁 目6番28-1105号	令和8年 7月20日